

むつ市告示第46号
改正 むつ市告示第68号

騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として第1号に掲げる地域を指定し、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を第2号に掲げるとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年／厚生省／建設省／告示第1号。以下「特定建設作業騒音に係る基準」という。）別表第1号の区域として第3号に掲げる区域を指定し、並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令（平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。）別表の備考の規定によりa区域等の区域として第4号に掲げる区域を定める。

なお、関係詳細図面は、むつ市民生部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年 4月 1日
改正 平成27年 4月21日

むつ市長 宮 下 宗一郎

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

むつ市の区域のうち別紙1の図面に区画した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の全地域

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第2項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

区域の区分\時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル

第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

(1) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。

- ①第1種区域 別紙1の図面に区画した第1種区域
- ②第2種区域 別紙1の図面に区画した第2種区域
- ③第3種区域 別紙1の図面に区画した第3種区域
- ④第4種区域 別紙1の図面に区画した第4種区域

(2) 昼間、朝、夕及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間をいう。

- ①昼間 午前8時から午後7時まで
- ②朝 午前6時から午前8時まで
- ③夕 午後7時から午後9時まで
- ④夜間 午後9時から翌日の午前6時まで

3 特定建設作業騒音に係る基準別表第1号の区域

(1) むつ市の区域のうち別紙1の図面に区画した特定建設作業騒音に係る基準別表第1号の区域

(2) 第1号に掲げる地域以外の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに介護保険法第7条第22項に規定する介護老人保健施設の敷地の周囲80メートルの区域内

4 省令別表の備考の規定により定めたa区域等の区域

省令別表のa区域、b区域及びc区域は、それぞれ次に掲げる区域とする。

- (1) a区域 別紙1の図面に区画したa区域
- (2) b区域 別紙1の図面に区画したb区域
- (3) c区域 別紙1の図面に区画したc区域

5 騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等の一部改正（平成27年むつ市告示第68号）

(1) 騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等の一部改正による改正後のむつ市騒音規制地域図（別紙1）は、平成27年5月1日から適用する。

(2) 騒音規制地域の指定及び騒音規制基準の設定等の一部改正の告示の日において現に存する特定工場等（同告示の日において現に特定施設の設置の工事を行っている工場又は事業場を含む。）であって、同告示による改正後の値が同告示による改正前の値を下

回る規制基準が適用されるものについては、同告示の日から起算して6月を経過した日の前日までの間に限り、従前の規制基準を適用する。